

麻布支部滞納支部会費徴収整理細則第5条に基づく公示

令和8年9月30日
東京税理士会 麻布支部
支部長 渡邊 光太郎

下記の会員に対し、麻布支部滞納支部会費徴収整理細則第5条第1項の規定により、内容証明郵便にて滞納会費の督促を行いましたが到達されないため、同細則第5条第2項の規定に基づき公示いたします。当該文書は麻布支部事務局に保管しておりますので、来会の上受領して下さい。

なお同細則第5条第3項の規定により、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、当該文書は到達したものとみなされます。

記

○送付する書類の名称 内容証明郵便 1通

- ① 該当者氏名 織田 芳晃 登録番号 第116254号
事務所所在地 東京都港区赤坂2-11-7 ATT新館11階
MAZARS税理士法人

以上